

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號六第 卷一十五第

月二十年五十和昭

口繪 紀元二千六百年記念展觀會場寫眞

論叢

經濟變動と租稅政策……………經濟學博士 汐見三郎

中國に於ける特殊通貨としての匯割……………經濟學博士 小島昌太郎

經濟の統制について……………文學博士 高田保馬

研究

恐慌の歴史性と失業の歴史性……………經濟學士 桑原晋

資本不足と過剰生産……………經濟學士 青山秀夫

丹後機業の生産構造……………經濟學士 堀江英一

說苑

蠶種輸出に對する思想……………經濟學博士 本庄榮治郎

日滿支那經濟建設要項に於ける産業分野の決定について……………經濟學士 菊田太郎

公益優先……………經濟學士 鈴木總一郎

ピグーの『戰時經濟論』……………經濟學士 有井治

記事

紀元二千六百年記念・經濟學部展觀

附錄

外國雜誌論題

本誌第五十一卷總目錄

中國に於ける特殊通貨としての匯割

小島 昌太郎

一 中國金融の一特殊性

匯割は、中國に於ける特殊通貨である。その發端は、上海に於ける錢莊が、商業金融の手段として、今より凡そ、六七十年前に於て、取引先の需要に應じて發行したものであるが、その決済が交換相殺を以てせらるゝを特色とし、經濟先進諸國に於ける手形交換と略ぼ相似たる機構にあるものであり、今次事變勃發の前後より、幾多の變革を受け、現在に於ては、現金通貨たる法幣とは全く分離せられ、且つ外貨を獲得することも出来ないものとなつて、全然、國內通貨たるの性格を帯ぶるものとなり、對外的に用ゐらるゝ所の法幣と相並んで流通するものである。

併し、匯割は、今日に於ては、全く一種の預金通貨または帳簿通貨といはるべきものであつて、法幣の如き現金通貨ではない。匯割といふ言葉は、最近の意味に於ては、通貨そのもの、または、資金そのものを意味するものになつたやうであるが、本來は手形交換に於ける交換のことであり、また、かゝる交換に用ゐらるゝ票據（手形）を意味する場合もあり、更に匯割制度といふときは、かゝる手形交換組織の裡に行はるゝ信用制度をも意味することもあるもので、固定的な意味をもたない言葉と見なければならぬ。このことは、一面に於て匯割なるも

のが最近急激に進化しつゝあることを物語るものである。

さて、通貨としての匯割は、一種の觀念貨幣であつて、與信者と受信者との相互の了解の上に存在するものであり、英語で言へば *Mutual indebtedness* に依存するのである。その上、これは、今日に於ては、具體貨幣たる現金通貨と全く分離して居ることを特色とする。その點に於て、貨幣形態の發展段階としては、甚だ高度の地位を占むるものと見るべきである。

かゝる特殊通貨の流通せる中國、特に今日の上海にありては、通貨の流通面は、現金通貨たる法幣の流通面とこの預金通貨たる匯割なるものゝ流通面とは、全く相異なる所の、相互に交錯することなき、二つの並行平面をなすのであつて、こゝに、また、中國金融の特殊性を窺ひ知り得ることゝなる。

我國の如きにありては、現金通貨と預金通貨とは、相互に自由に交流するのであつて、手形小切手は、現金を以て支拂はるゝと共に、現金を以て預け入れたる預金は、手形小切手を以て引出すことを得べく、手形小切手を以て預け入れたる預金も、現金を以て引出すことが出来るのであつて、その關係は頗る自由自在なのである。ゆゑに、現金通貨も預金通貨も共に、相交流しつゝ同一の平面上に於て流通して居るのである。

然るに、中國に於ては、預金通貨の流通は、特に上海に行はるものであるが、それに用ゐらるゝ所の手形小切手たる所の、本票、莊票、及び、銀行錢莊の振出す所の支票は、今日、「同業匯割」として、現金通貨たる法幣に替り得ざるものであり、それを以てする預金も、匯割預金として、特に現金の預け入れより成る所の法幣預金と區別して、取扱はるゝのである。ゆゑに、この兩者の流通面は、互に交流することなき、二つの並行平面をなし

て居るのである。これが、今日、中國に見らるゝ所の、金融上の主要なる特殊性である。

匯割制度の機構については、既に、『貨幣の發展形態としての匯割』と題して、その概要を論述したのであるから、¹⁾こゝには、預金通貨としての匯割の性格について、分析解剖を試みるであらう。

二 領用匯割の貨幣性

貨幣の發展形態として見たる所の、今日上海に行はるゝ匯割制度の態様は、既に述べたる所である。いま、これを、更に振返つて觀察するに、この制度は、單に手形の交換といふことだけのものではなく、むしろ、資金の調達融通をなす所の信用制度に外ならぬのである。そして、この信用制度に於て、直接に大きな働をなして居るものは、言ふまでもなく、各銀行錢莊が、自己宛に振出す所の謂はゆる同業匯割であり、且つその基底をなす所のものは、領用匯割である。

同業匯割なるものは、既に見たる如く、銀行及び錢莊が、その取引先の需めに應じて、預金の拂出をなし、または貸出をなすに當つて、これを用ゐるのである。この場合に於て、現金通貨にあらざる同業匯割なるものが、かくの如くに用ゐらるゝことを得るのは、その銀行なり錢莊なりが、取引先に信用を得て居るからである。更に、かくの如くにして受領したる同業匯割を、その取引先が、更に自己の支拂に充て、取引の決済をなすことを得るのも、これも一言にして言へば、やはり、その振出人たる銀行錢莊の信用であるといひ得るであらう。

併しながら、この同業匯割なるものは、その所持人が、直接に、振出人たる銀行錢莊に對して、支拂を求める

1) 經濟論叢 紀元二千六百年記念號

ものではなく、今日に於ては、それは現金化せざるものであるから、必ず、預金として預け入れられるか、または、借受金の返済に充てられるかのいづれかに用ゐらるゝの外はない。この場合に於て、その預金を受け入れ、または、貸出の返済を受くる相手方は、多くの場合に於て、その同業匯割を振出したる銀行または錢莊ではなくして、他の銀行または錢莊である。従つて、同業匯割は、振出銀行または振出錢莊以外の銀行か錢莊の手に渡ることとなる。すなはち、上海の多數の銀行と錢莊とは、各自に、それぞれ他の同業者の匯割を受取ることとなる。かくの如くに、如何なる銀行錢莊の振出にかゝる同業匯割であつても、如何なる銀行錢莊に於ても、支障なく受け入れられるといふことは、單に、各銀行錢莊が、それぞれ、個々にその信用が厚いといふことだけで、成り立つ事柄ではない。それらの相互に受拂すべき匯割が、技術的にも、確實圓滑に支拂決濟せられるといふことがあつて、初めて可能なのである。

この各銀行錢莊の相互に受拂すべき匯割が、技術的にも、確實圓滑に支拂決濟せられるといふは、取りも直さず、それらの交換相殺の手續が、確實圓滑に行はれるといふことであつて、それは、また、この交換相殺によつて生ずる交換尻を決済するに十分な資金が存在し、かゝる資金を中心として、敏滑に行はれ得る所の交換機構の成立して居るといふことを必要とする。

この意味に於て言ふならば、同業匯割が取引界に通貨として流通するの根源は、これを振出したる銀行錢莊の信用といふこともさることながら、その交換機構の中心たる交換尻決済資金が、完全なる貨幣性を具備する點にあると見ることが出来る。

今日の上海の交換機構に於て、交換元の決済資金たるものは、現金通貨たる法幣ではない。同業匯劃は、法幣を以て支拂ふことの出来ないものである。従つて、交換元決済資金の貨幣性といふことは、法幣とは關係なきことである。この交換元決済資金たるものは、謂はゆる「領用匯劃」によつて創作せられたものである。いな、この資金そのものを「領用匯劃」といふ言葉で言ひ表はして差支ない程のものである。して見れば、同業匯劃なるものが通貨たるの性質をもち得るのも、更に廣く言へば、匯劃制度そのもの、全面的構造の成り立つて居るのも、その基礎は、領用匯劃なるものが完全な貨幣性をもつて居るといふ事實の上に置いて居るといはなければならぬ。

然らば「領用匯劃」なるものは、如何にして貨幣性をもつて居るのであるか？ これに貨幣性を賦與したるものは何であるか？ それは煎じ詰むれば、準備委員會と各銀行錢莊との申合せ、了解または協定ともいはるゝものに外ならぬ。この申合せにより、これらの當事者の觀念上に於て、支拂の決済に充てらるゝ所のものを、すなはち貨幣を、創作したのである。同業匯劃領用辦法第十條には『各行莊向本會領用同業匯劃・由本會轉收各行莊匯劃往來戶、並發給支票簿以憑支用』と規定して居るが、その趣旨は、要するに、各銀行錢莊が、準備委員會より領用した同業匯劃は、委員會に預入れて、その各自の當座預金となし、その拂出には小切手を用ゐるといふことであつて、その當初の領用總額は五千萬元と定めたのであるから、これを平たく言へば、『準備委員會は、五千萬元の貨幣を銀行錢莊の全體に對して貸付ける、銀行錢莊は全體として、この五千萬元を、そのままに準備委員會に預け入れる』といふ了解によつて、五千萬元といふ決済資金の當座預金が出来たのである。それは、何等の

實體物ではなく、彼等の相互的了解による觀念上の所産である。

領用匯割といふ資金は、かくの如くに、法幣といふ現金通貨とは、全く關係なくして、成立したる觀念貨幣である。或は、領用匯割なるものは、各銀行錢莊が擔保として提供したる準備財産を基礎とするものであるから、やはり、そこには、實體物が存在すると見る人もあるかも知れない。なるほど、準備財産は實體物であらう、併し準備財産たる土地や商品そのものは、貨幣として用ゐらるゝものではない。土地や商品は、その本来の用途に用ゐられるのであつて、たゞ銀行錢莊が振出したる同業匯割が、交換に提出せられたときに、その交換尻が領用匯割を以て支拂ふことが出来ないといふ事態が発生した場合に於て、それらが、領用匯割に代つて引渡さるゝの關係に立つに過ぎないものである。準備財産は、あくまでも、擔保であつて、そのもの自體が貨幣たる用をなして居るのではなく。

三 領用匯割と法幣との懸聯

領用匯割の貨幣的大きさは、法幣價格を以て言ひ表はされて居る。準備委員會が、その最初の領用總額として定めたる五千萬元といふのは、法幣價格の五千萬元である。前に述べたる如く、領用匯割そのものは、法幣を以て支拂はるゝことなきものであり、法幣と直接の關係はないけれども、その貨幣價格が、法幣のそれに於て定められて居るといふ點に於て、「領用匯割」の資金は、法幣と懸聯をもつものであり、且つその貨幣價值を法幣のそれに懸聯せしめて居ると見るべきである。すなはち、「領用匯割」の「元」といふ價格の單位名稱は、法幣のそれと

同一であるが故に、「領用匯割」の貨幣價值は、事實上に於て、法幣のその騰落に應じて騰落することとなる。

併しながら、「領用匯割」は、法幣と替り得ないものであるから「領用匯割」の貨幣價值は、法幣のその上に依存するものといふことは出来ない。兌換銀行券や補助貨幣は、本位貨幣と引換られるものであるから、それらの貨幣價值は、本位貨幣の上に、全く、依存するものである。「領用匯割」と法幣との間には、この意味に於ける依在關係はなく、單に、前者が後者の價值に懸聯して居るものと見るべきである。

尤も、「領用匯割」の貨幣價值と、法幣のそれとの關聯は、擔保として提出せられたる準備財産を通じて、一つの關聯をもつ。「領用匯割」制度創始のときに於て、準備財産の七〇%を以て、五千萬元の「領用匯割」を發行することとしたのは、法幣の貨幣價值が騰貴したる場合に於て、殘部の三〇%までの損失補償を見込んだもので、その場合の損失は法幣價值に於ける損失のことであるから、この點より見れば、「領用匯割」の貨幣價值は、これを法幣のそれと全く懸聯せしめたるものと見なければならぬ。換言すれば、「領用匯割」の五千萬元といふは、その當時に於て、法幣價值を以て評價したる準備財産の評價額の七〇%たる五千萬元といふものと同じであつて、準備財産の量に於ける七〇%といふ意味ではないと見るべきである。

併しながら、この見解に従へば、法幣の貨幣價值が下落したる場合に於ては、元の通りの準備財産量を以てしては、五千萬元以上の「領用匯割」を承認し得る筈であり、「領用匯割」を五千萬元とする限りに於ては、準備財産量を減少して差支ない筈である。「領用匯割」制度の創始のときより、今日に至るまで、上海の物價は、著しく騰貴し、法幣は、その對内價值の下落を見たるのみならず、磅及び弗に對しても、著しく下落したのである。然

るに拘はらず、擔保たる準備財産は減少せられず、また、領用可能額の擴張せられたることを聞かない。この點に於ては、むしろ、領用可能額は、當初、擔保として提供せられたる財産金額の七〇%ではなくして、財産量の七〇%にあると見られない譯でもない。

尤も、「領用匯割」の貨幣價值と、法幣のそれとの關係如何を見るについては、提供したる準備財産たる所の擔保が、愈々擔保として、辨濟不能に陥りたる交換凡の決濟に充當するに當つて、如何に評價せられるかといふことにも係つて居る問題である。

併しながら、準備財産を提供し、「領用匯割」を領用したる銀行錢莊が、その交換凡決濟に際し、「領用匯割」を以て完済することが出來ず、全く支拂不能に陥り、準備財産として擔保に提供したるものを以て、これが辨濟に充當するの外なきに立至つた場合於て、その充當財産の價額を如何に見積るかについては、未だ、その先例もなく、明確なる規定も見當らない。だゞ、規約全般の精神より言へば、初めに擔保として評價せられたる價額そのままに於てではなく、充當當時に於て、法幣價額を以て見積りて、不履行債務額に等しき額だけの財産量を引渡せばよいのであらう。すなはち、現實に於ては、準備財産の處分によりて得たる法幣金額の中より、決濟不能金額を辨濟することとなるのであらう。

然るときは、準備財産の價額は、法幣の下落に伴つて増大するものと見るべきであり、従つて、それだけ準備財産の量を減少してよい譯であり、または、領用可能額を増加してもよい譯である。この關係に於て見れば「領用匯割」は、その貨幣價值は、法幣のそれと懸聯するものであるのみならず、その貨幣としての基底に於て、尙

ほ、間接に法幣化するの聯絡を切斷して居らないものと言はなければならぬ。

更に、「領用匯割」と法幣との繋りを見るについで、重要な意味をもつものは、「領用匯割」の擔保たる準備財産には、法幣も除外されて居り國債も除外せられて居るといふことである。このことは、兩者に直接の關係の生ずることを防ぐのみならず、縦ひ、貨幣價值に於ては、兩者の懸聯關係は免れないにしても、「領用匯割」が、法幣に依存することを全く避けたるものと見なければならぬであらう。

一方に於て、「領用匯割」は「同業匯割」として不付法幣であり、他方に於て、その準備財産として、法幣及び國債が除外せられて居るといふことは、「領用匯割」をして、法幣に依存することなからしめたものである。従つて、兩者の關係は、單に、何等かの財産を通して、交流するの外はない。「領用匯割」が、擔保の實現によつて、準備財産の引渡となり、その準備財産が、賣却せられて法幣となるといふ、媒介物として準備財産の介入が必要である。若し、この場合に於て、法幣が、準備財産として存在するものならば、こゝに「領用匯割」と法幣との直接の交流關係を生ずることとなる。「領用匯割」の制度に於て、その準備財産として、法幣を除外したることは、この直接の聯絡を全く遮斷するの用意に出ずるものと見るべきであらう。

「領用匯割」は「貼現」せられる——「割引」せられる——といふことによつて、現金通貨たる法幣と替り得る道がある。併し、このことは、「領用匯割」が法幣と分離せられて居るといふことに對して、何等の修正を加ふるものではない。この場合に於ける「貼現」は、民國二十六年八月二十日の「安定金融補充辦法」によつて、従前の

「匯割票據」の「貼現」といふものは、全くその性質を異にするものとなつたのである。すなはち、この辦法以前に於ては、「匯割票據」は、いづれは現金通貨たる法幣を以て支拂はるゝものであつた。それゆゑに、その場合に於ける「貼現」は、單に、利子の前引きたるに過ぎなかつた。

然るに、この辦法によつて、「不付法幣」となつた以上は、「同業匯割」は、従前よりの習慣により等しく「貼現」とは言はるゝものゝ、實は賣買なのである。従前の「匯割票據」にありては、將來、法幣を以て決済せらるゝのときに於て、再び、自ら法幣に替るの機會をもつて居つたのであるが「不付法幣」の「同業匯割」を受け取つて、法幣を支拂つたものは、それとは異り、これを更に「貼現」せざる限り、法幣を手にする機會のなきものである。これは、法幣を以て、株式を買ひ入れたるものは、再びその株式を賣却するにあらざれば、法幣を受取り得ないが如く、または、法幣を以て棉糸を買ひ入れたるものは、その棉糸を賣却するにあらざれば、再び法幣を受取り得ないと同一般である。

ゆゑに、今日に於ては、「同業匯割」の「貼現」といはるゝ場合に於て、その「貼現」なる言葉は、従前のまゝであるけれども、その實質は、割引ではなくして、賣買であると見なければならぬ。従つて、「貼現」といふことに於て、「同業匯割」及び「領用匯割」が、直接に、法幣と替り得る關係をもつこと、従前の「匯割票據」が、法幣と替り得ると同一の意味のものとは解すべきではない。今日に於ては、「同業匯割」及び「領用匯割」は、株式や棉糸が、法幣に替り得ると同じ意味に於てのみ、法幣に替り得るのである。

右に述ぶる如く「領用匯割」も、或る繋りに於て法幣化するの聯絡をもたないものでもなく、また、その貨幣價值に於ては、今日の處、全くそれに懸聯して居る。併し、その法幣化といふことは、擔保債務の履行といふことを通じて、初めて、實現し得る所であつて、全く間接の繋りであり、その貨幣價值に至つては、準備財産に對して、何等かの價格の基準を規定し、價格の單位名稱を定むることによつて、何時たりとも、法幣より分離し得る所である。それゆゑに、「領用匯割」なるものは、その本質に於て、法幣の代表物と見るべきものではない。

四 貨幣形態としての匯割

法幣は、管理通貨であり、不換紙幣であるから、金貨幣の如く實體貨幣ではない。併しながら一葉の紙片そのものが、法幣なのであるから、それは具體貨幣である。「領用匯割」は、何等の具體物ではなく、前にも述べたるが如く、『準備委員會は、五千萬元の貨幣を銀行錢莊の全體に對して貸付ける、銀行錢莊は全體として、この五千萬元をそのまゝに準備委員會に預け入れる』といふ了解によつて成立したものである。そして、この了解以外に於て、その成立に關しては、何物も存在しない。すなはち、了解そのものが貨幣となつて居るのであるから、これを觀念貨幣といふのである。

かくて、「領用匯割」は觀念貨幣であつて、且つ現金通貨たる法幣にはなり得ないものであり、現金通貨とは、直接の縁をもたないものである。それゆゑに、かくの如き「領用匯割」なるものゝ貨幣價值が、若し更に一步進んで、現金通貨と全く離れて成り立つて居るものとなつたならば、それは貨幣の形態として、凡そ考へられ得る所の最高のものとなるであらう。何となれば、その場合に於ては、貨幣の本質たる所の一般的購買力なるものが、何等の具體的の姿をとることなくして、純粹の形態に於て存在することゝなるからである。すなはち、その場合

には、貨幣の本質たる一般的購買力は、金若しくは銀の本位貨幣の場合、またはそれに對する兌換券の場合の如く、貨幣の形態をなす所の具體物そのものゝ價值に依存するのでもなく、また、補助貨幣や不換紙幣の場合の如く、具體物を以て表現せられて居るのでもなく、無形純粹の形態に於て、明確に存在し、而も一般的購買力として有効に働くことゝなるからである。

「領用匯劃」なるものが、例へば、その準備財産の價值に於て、直接表示せらるゝものとなり、一定額の「領用匯劃」は、法幣の騰落に拘はらず、常に、一定量の準備財産と同一に評價せらるゝものであつたならば、それは、觀念貨幣であると共に、現金通貨とは、完全に分離せるものとなるであらう。たゞ、今日の「領用匯劃」は、支拂關係に於て、法幣とは分離して居るとは言ふものゝ、その貨幣としての價值は、法幣と全く同一であり、それと等しく動くものであるから、この點に於て、最も進歩したる貨幣形態には、尙ほ、一步の手前にあるものと見なければならぬ。

五 二つの併行平面をなす中國金融

「領用匯劃」たる資金は、前に述べたる如く、主として、交換尻決済資金である。もとより、各銀行錢莊は、この「領用匯劃」の當座預金に對して振出す小切手を以て、その支拂に充つることも出來、また、この資金は、内地へ送附して、土貨仕入の用に供することも出来るものである。併しながら、銀行や錢莊は、従前と同様に、その預金の拂戻や貸出の支拂には、自己宛振出の「同業匯劃」を用ゐることが出来るのである。ゆゑに、銀行や錢莊は、直接に「領用匯劃」資金を支拂に充つるの必要はなく、これは主として、その自己宛振出の手形たる「同業匯劃」の交換尻決済資金として用ゐるのである。

1) 同業匯劃領用辦法、第十條、第十二條

或は、新匯割制度により、この「領用匯割」なるものが出来てからは、従前の「同業匯割」は、禁止せられたものであるとか、または自然に廢れたものであるとかいふ風に考へるものがあるかも知れないが、それは誤りであつて、「同業匯割」は従前の通り用ゐられて居るのである。王逢士氏は「新同業匯割經行莊領用以後、流通於同業間、即無新舊之分¹⁾」と言つて居り、朱博泉氏も『何謂新匯割制度。在敘述新匯割制度前、吾人應知「新匯割制度」名詞、實屬不甚確切、因報紙上及同業間均已採用、而目前尙無其他適當之詞、估暫借用。新匯割制度之施行、並非就八一三後之匯割性質加以變更、其主要特點、簡言之即係「銀錢業匯割支付準備金之強化」而已²⁾』と言つて居る。朱氏が、こゝに「新匯割制度」といふ名詞は不甚確切である。といふのは、この「新」といふ字の付いた名詞は、匯割制度が、従前のものと本質的に變つたものとなつたといふ印象を與へる虞があると見るからであらう。また『新匯割制度の施行は、絶對に、八一三後の匯割の性質を變へたものではなく、その主たる特點は、約言すれば、錢莊業匯割支付準備金之強化にある』と言つて居るのを見ても、「領用匯割」資金は、主として交換尻決濟資金たる機能をもつものたるは明かであらう。

中國の金融機構は、その全體について見れば、今尙ほ、現金通貨の流通が、その全貌を占むるものと言はなければならぬ。「匯割」が流通し、その支拂が、特殊の機關に於て交換相殺によつて決濟せられるといふことは、實に上海にのみ行はるゝ特殊の現象である。

金融機構の發達したる國にありては、元は、金若しくは銀を本位貨幣として、それが、金銀地金と共に、兌換銀行券の發行準備となり、その基礎の上に、證券準備によりて、兌換銀行券が、それに幾倍するの量に於て發行せられ、この兌換銀行券が、諸銀行に預け入れられ、それが、一定の支拂準備率を以て貸出されては、預金となり、また貸出されては預金となることを繰返すことによつて、膨大なる預金通貨を構成するのであつて、この預

1) 王逢士、上海匯割、制度之研究財政評論、第三卷第二期五四頁
2) 朱博泉、匯割制度、銀行報週、第二十三卷第三期四頁

金通貨が通貨たるの機能を營み得るのは、手形小切手を以てするその授受が、圓滑に行はれるに因るのであり、そのことはまた、手形小切手の交換機關の中樞に於ける交換尻決済資金が、確實安全に信用し得る状態にあるからである。この交換尻決済資金は、諸銀行の交換中樞機關たる中央銀行に於ける預金であり、この預金は、言ふまでもなく、その中央銀行の發行にかゝる兌換銀行券、若しくは、本位貨幣の預け入れより成るものである。もし、中央銀行よりの貸付金が、この交換尻決済資金となつて居る場合ありとすれば、それは極めて稀なる場合に過ぎない。併し、いづれにするも、この場合にあつては、現金通貨の流通と預金通貨の流通とは、相交流すると共に、同一の平面上に行はるのである。

この近代的金融機構は、前の世界大戰以後、變革を蒙り、金若しくは銀の本位貨幣及び金銀の地金が、この機構の根本基底より取除かれ、兌換の停止せられたる兌換銀行券または不換紙幣が、證券、主として國債及び商業手形の、準備に於て發行せらるゝこととなり、従つて預金通貨も亦、本位貨幣の基礎をもたずして、銀行券若しくは紙幣の基礎の上に依存することになつたのであるが、交換尻決済資金が、金銀ではなくとも、銀行券若しくは紙幣といふ現金通貨に、その基礎をもつものたるの點に於ては、何等の變化もないのである。殊に現金通貨と預金通貨とが相交流しつゝ、同一の平面上に行はるゝものなることは、何等の變化を受けてゐないのである。

然るに、上海に行はるゝ所の匯割制度にあつては、こゝに詳説したるが如く、現金通貨たる法幣に對して、單にその貨幣價格の單位名稱(元)を共通にする點と、貨幣價值が相應聯せる點とに於てのみ、それと緊りをもつ所の「領用匯割」なるものが、手形交換の決済資金として存在し、それを基本として、銀行錢莊が自己宛に振出す所の「同業匯割」が、預金通貨として、取引界の決済資金となつて居るのである。「同業匯割」及び「領用匯割」は共に、現金通貨たる法幣には、引換へられないものである。従つて、この金融機構にあつては、現金通貨の流通

と、預金通貨の流通とは、同一の平面上にあるのではなくして、相異り、且つ決して交錯しない所の、謂はゞ平
行せる二つの平面の上にあるのである。この點に於て中國の預金通貨は、一つの特殊の存在といはなければなら
ぬ。

六 觀念貨幣たる匯割

銀行及び錢莊が、自己宛に振出す所の「同業匯割」は、中國に於ける預金通貨の流通に於ける主要なる手段であ
る。銀行または錢莊と取引關係のある商人やその他のものが、その銀行錢莊に宛て、小切手を振出す商慣習は、
全くない譯ではないが、中國に於ては、甚だ稀である。従つて、預金通貨たるものは、銀行錢莊の金融面にのみ
存在するものと見て差支はない。そして、それは、前に述べたるが如く、全く、準備委員會と、銀行及び錢莊と
の了解によつて成り立つた所の、觀念貨幣たる「領用匯割」の上に構成せられたる構造である。

中國に於ては、特に、上海にありては、前に述べたる如く、現金通貨たる法幣の流通する平面と、預金通貨た
る匯割制度の平面とは、全く交錯することなき並行面であるが、而も、この前者はまた具體貨幣の流通する平面
であり、この後者は觀念貨幣の流通する平面である。「同業匯割」によりて成る所の、預金通貨の全流通面は、全
く「領用匯割」たる觀念貨幣を基礎として成り立つものであると共に、「同業匯割」自體も亦等しく、銀行錢莊と
その取引先との了解を基礎とする所の、觀念貨幣として存在するものである。すなはち、中國に於ける預金通貨
の全機構は、一つに觀念貨幣の範疇の域内にあるといふことが出来る。

他の諸國にありても、預金通貨そのものは、一つの觀念貨幣ではあるけれども、その存立は、具體貨幣たる現
金通貨の上に築かれたるものである。然るに、中國に於ける預金通貨たる「同業匯割」は、具體貨幣たる現金通

貨とかくの如き關係をもたない。すなはち、具體物と觀念とは、こゝに於ても分離して居るのである。これも、中國金融に於ける一つの特殊性と見ることが出来るであらう。

七 匯 劃 證

新匯劃制度に於ては、「匯劃證」なるものを發行する豫定になつて居り、それは前述の如く、五百元、一千元、五千元、一萬元の四種の確定金額である。これは、今日に於ては未だ、現實には發行せられて居ない。併しながら、これが發行せられたりとせば、それは、法幣とは別に現金通貨たるの地位を占め得ることとなる。

もとより「匯劃證」なるものは『本會爲便利同業匯劃之授受起見、得發行同業匯劃證』といふ趣旨によるもので、すなはち、「同業匯劃」の授受を便利ならしめんがために發行するものであり、且つ『本會對於匯劃支票之付款、除轉帳外以匯劃證支付之』¹⁾として、交換汎決済に充つることに用ゐ得ることにして居る。こゝに「同業匯劃」の授受を便利ならしむるといふ所の、その「同業匯劃」とは、銀行錢莊自らが自己宛に振出す所の「同業匯劃」のことである。準備委員會に準備財産を擔保として提出して、それによつて領用する所の、「領用辦法」²⁾第一條及び第三條等に謂はゆる「同業匯劃」ではない。従つて、「匯劃證」なるものを以て、「同業匯劃」の授受を便利ならしむるといふは、要するに、「同業匯劃」に代つて、「匯劃證」を用ゐしめ、これを流通せしめんとするに外ならぬ。

「同業匯劃」は、その金額が任意の額であり、甲者の受領したるそれは、甲者の支拂はんとする金額に適合することは、偶然の場合を除いては、あり得る事柄ではない。それゆゑに、いま、無端數金額の「匯劃證」を以てするとき、その不便を除き、流通性を増加することとなるであらう。「匯劃證」は、この目的を以て計劃せられた

1) 同業匯劃領用辦法 第十一條
2) 發行匯劃證簡則 第六條

ものである。

併しながら、もし、「匯割證」が、この計劃の如くに流通するに至るならば、それは、一種の現金通貨となつたものである。この現金通貨は、擔保たる準備財産の七〇%を以て、限界せられるものであるから、管理通貨であると共に、何物にも引換へられざるものであるから、不換紙幣である。準備委員會が、發行者たる所の不換紙幣である。

併し、この現金通貨たる「匯割證」は、各銀行錢莊が、準備財産の提供によつて、これを任意に作出獲得し得るものである。我が國の制度に於ても、貨幣法第十四條には『金地金ヲ輸納シ、金貨幣ノ製造ヲ請フ者アルトキハ其ノ請求ニ應スヘシ』と規定し、また、兌換銀行券條例に於ては、『金貨ヲ持參シテ兌換銀行券ニ引換ヘントラ請フ者アルトキハ、日本銀行本店及支店ニ於テ無手数料ニテ之ヲ交換スルモノトス』と規定して居る。この貨幣法の規定は、既に當分停止せられたるものであり、兌換銀行券條例の規定も、金の買上制度の下に、自然無用となつたのであるけれども、これらの規定が活用せられて居つたときには、金地金の所有者は、その金を、これらの規定の手續を経て、現金通貨たる兌換銀行券に替へ得たのである。すなはち、自ら、現金通貨を作出することを得たのである。

「匯割證」なるものが、發行せらるゝ場合に於ては、右と相似たる關係に於て、銀行若しくは錢莊は、自己の所有する準備財産を擔保として提供することにより、評價額の七〇%の「匯割證」を受領することが出来るのである。すなはち、金融上の状態が必要とするときは、各銀行錢莊が、自主的に現金通貨を作出するの道が、これによつて、開かれて居ることになつて居る。

「匯割證」は、かゝる機構の中にあるものであるから、これを以て、法幣衰亡の際に備へられたるものであると

の見解をとるものがある。法幣衰亡の際に於ける金融界の混亂を救ひ、その打撃を輕からしめんがために、豫め徐ろに、これに準備するものと見るのである。この見解の當否は姑く措き、「匯割證」は、正にその用をなし得るものと言ひ得るであらう。たゞ、その際に於ける問題は、法幣の貨幣價值と分離したるこの「匯割證」なるもの價格を、如何なる單位名稱を以て表現するかといふことにある。

併しながら、現在に於ては、銀行錢莊は、自己の信用に於て、「同業匯割」たる本票を發行し得るのであり、その場合には、何等の擔保を設定することなく、全く、その信用のみによつて、これをなし得るのである。従つて、擔保として準備財産を提供すべき必要のある「匯割證」の發行を、準備委員會に需めるの要なく、またこれを需めることを以て、むしろ、不便不利とするのであらう。

「匯割證」なるものが、準備せられながら發行せられない理由としては、朱博泉氏は、二つの理由を擧げて居る。その一は、一般民衆が、これに法幣と同一の貨幣的信認を置くならば、退藏せられて、各銀行錢莊の提供した準備財産は固定することとなり、資金の供給の役目を果し難きに至ること、その二は、「匯割證」に對する貨幣的信認の成長は、法幣不安を惹き起す虞あることである。この二つの事柄も、もとより、「匯割證」なるものが備而不用の理由と認められる。併し、それよりも實質的なる理由は、前述の如く、銀行錢莊の各自の信用の下に、尙ほ、「同業匯割」を發行し得るの點にあるものと見るべきであらう。

八 二重通貨の制度

「同業匯割」及び「匯割證」は、共に、純然たる國內通貨である。民國二十六年八月二十日の安定金融補充籌法案は、「銀錢同業所出之本票、一律加盖「同業匯割」戳記。此項票據、祇准上海同業匯割、不付法幣及轉購外匯」と

中國に於ける特殊通貨としての匯割

第五十一卷 八七九 第六號 三五

したから、これらは、法幣に替ることが出来ないのみならず、外國爲替や外國貨幣を買ふことも出来ないものとなつた。その結果、これらは全く、その貨幣としての機能を國內だけに於てもつに過ぎない。

中國に於ては、前に述べたる如く、現金通貨の流通面と預金通貨の流通面とは、全く異なる所の、而して、互に交錯しない所の、二つの並行平面をなして居るのであるが、この二つの平面のうち、前者は、國內通貨たると共に、また、對外通貨たるものであり、後者は純然たる國內通貨で、全く對外通貨たるを得ないものであるといふ性格上の相違がある。

今日、「匯割證」なるものは、發行せられて居らないけれども、「同業匯割」は現に上海に於ては盛に行はるゝ所である。ゆゑに、この關係を見れば、その通貨機構は、正に二重通貨の機構と言ひ得るであらう。

ヤウディンスキイ (J. A. Yavdinsky) 氏は、この通貨機構の二重性に着目して、中國に於ける通貨制度として、二重通貨 (Dual Currency) なるものを提案して居る。すなはち、『この思考は、中國にあつては、並行的に流通する所の二種の通貨より成る金融機構の重複組織の結論に導くこととなる。その一つの通貨は、金融機構の基礎たるものであるが、實際に於ては、國際貿易に用ゐられる所の、現存の政府通貨であり、他は、中國の國內の範圍内に於て、生活、工業及び商業の全域に互りて用ゐらるゝ、等しく法貨たる性質を有する所の、銀行業同業公會によつて發行せらるゝものである』¹⁾

ヤウディンスキイ氏は、數回²⁾に互つて、この二重通貨制度を論述して、提案して居るけれども、その具體的構造については、全く何等述ぶる所なく、こゝに引用したる所の抽象的説明の外に出づる所はない。ゆゑに、その構造は、未だこれを知ることを得ないけれども、要するに、前述の「匯割證」の制度を擴張し、その金額も、例

1) J. A. Yavdinsky, "Dual Currency for China", Finance and Commerce, Shanghai, Vol. 34, No. 19., Nov. 8th. 1939. p. 395.

2) Finance and Commerce, Vol. 34, No. 19, 26; Vol. 35, No. 12, 13, 14.

へば、今日の法幣の券面額と同一のものを發行することにし、法幣は、専ら、國際通貨に用ゐることに限定せんとするものであらう。

思ふに、法幣は、管理通貨たる不換紙幣であるが、中國の如き、爲替統制の完全を期し得ない國柄に於ては、管理通貨は、それ自體に於て、大なる缺陷をもつものである。すなはち、その對外價値を維持せんとすれば、發行額を嚴重に制限しなければならず、國內取引の繁閑に適應せしめんとし、または、政府需要に適合せしめんとすれば、發行額は、ときに擴張するを要するものであつて、この兩者の調和が頗る困難であり、それを調節するものが、すなはち爲替管理なのであるが、そのことは、中國に於ては、殆どその完きを望み得ないからである。

ヤウディンスキイ氏は、専ら國內通貨たる所のもの、例へば「匯割證」の如きものは、その發行の方法を現在條の如く、一定の準備財産の擔保に必ず關聯せしめるものとすれば、商取引の繁閑に應じて、擔保たる商業手形の如きは、自ら増減するものであるから、その發行額は、自らそれに適應することとなり、自動的に、通貨需要に適應する流通量を常に保ち得ることとなると見るのであらう。

而して、法幣は、専ら對外國商用のものとし、國民の生活、工業及び商業には、右の「匯割證」の如き、國內通貨たるものを用ふることとせば、自ら法幣は、今日の狀勢の下に於ては、政府の所用を主とするものとなるから、縦ひ、それが、財政上の必要により、次第に増發せられ、その結果インフレーションを惹き起し、衰亡するに至ることあるも、國民の生活上に影響する所少なく、國民は、右の自働的伸縮性をもつ國內通貨によつて健全なる經濟を營み續くることを得るであらう。ヤウディンスキイ氏の狙ひ所が、果して、此處にあるや否やは知り得る所でないけれども、中國の通貨政策を考慮するものにとつては、この關係は、正に看過し得ざる所であらう。

— 一五・二二・二八 —